

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

平成31年審議 第1回基本問題小委員会（通算第24回）

平成31年1月16日（水）

【岩下入札制度企画指導室長】 本日はお集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。定刻までもう少しございますが、予定されている委員の先生方がお集まりですので、始めさせていただきますと思います。

ただいまから中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会平成31年審議第1回基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会につきましては、デジタルガバメントの推進の観点からペーパーレスにて実施させていただきます。会議資料は、席上に用意しておりますタブレット端末を使用してください。タブレットの画面が暗転するなど、不具合がございましたら、議事の途中でも構いませんので、席の後ろに控えております事務局担当者までお申しつけください。

冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会には、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領の第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。また、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の野村からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【野村土地・建設産業局長】 昨年7月末に土地・建設産業局長を拝命いたしております野村でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。委員の先生方、この基本問題小委員会、さらには国土交通行政各般の分野におきまして、ほんとうにさまざまなご支援をいただいております。ありがとうございます。

昨今、国土交通行政を取り巻く状況を幾つか顧みますと、まず、災害が引き続く状況がいまだに続いておるという中で、やはり応急復旧、あるいは本格復旧復興へと、それを担

っている建設業界の皆様方の活躍がほんとうに地域を支えているという状況が、またこれも引き続いているかなということでもあります。

さらには非常に経済が堅調に推移する中で、建設業、特に民間建築部門などは非常に旺盛な需要もあるという中で、一部では人手の問題等々が顕在化しているところもあって、そういう意味で、地域を守るという意味でも、あるいは日本経済を支えていくという点でも、建設業がさまざま、これはもちろん元請さんもそうですし、各専門工事業もそうですが、持続可能な産業であり続けるということが非常に重要な課題になっておろうかと思えます。

特に本年でありますけれども、依然、そういう意味での担い手の確保、そのための就労環境の整備を果たす上での働き方改革というのが非常に大きなテーマとなっている中で、本年は、いよいよ4月より建設キャリアアップシステムの本格的な導入をぜひ果たしていきたいということと、それから一方では、人材という意味では、これもさきの秋の臨時国会でもご審議いただきましたけれども、新たな在留資格に基づく外国人の就労制度が始まるということでもありまして、今後の建設業界には大きな変革をもたらすさまざまな制度が新たに始まるという状況でもございます。

この基本問題小委員会では、昨年6月に、中間取りまとめを5回の審議を経て行っていただいたところでもございますけれども、今日は本年6月以降と建設業をめぐる最近の状況を報告させていただくとともに、その中間取りまとめを受けて、当初において現在さまざま、時に制度的なところも含めて検討を行っている、その状況についてもご紹介させていただきたいと思います。

特に制度的な論点につきましては、何点か、検討の経緯、現時点に至っているところをご説明させていただきたいと思っております。

どうぞ、委員の先生方におかれましては、私どもがこれからご報告、ないし提案させていただく各論点に対しまして、専門的な見地からのご意見、お知恵を頂戴したいと考えております。

本日いただいたご意見なども踏まえながら、また、当初において引き続き制度的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。これ以降のカメラ撮りはご遠慮ください。

それでは、これ以降の議事の進行は、大森委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大森委員長】 それでは、お手元の議事次第に基づいて、早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。初めに、資料1について事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 事務局から資料につきましてご説明させていただきたいと思います。今、資料1が表示されているかと思いますが、基本的には私のほうで該当するページを連動して表示させていただいております。資料は横になっておりますので、ぜひタブレットも、できましたら横にしていいただければと思います。もし、途中で別のページを見たいという場合には、お手元のマニュアルに基づきましてご自由に操作いただければということでございます。

それでは、中身に入らせていただきますけれども、1ページ目でございます。この資料につきましては、昨年6月、中間取りまとめをいただきましたけれども、今日まで半年強たっております。その間に建設業をめぐって、先ほど局長からも挨拶の中で申し上げましたとおり、さまざまな動きが出てきているというところでございますので、そのあたりを後ほど私どもの検討状況、それから提案についてご報告申し上げる前に、こちらについてあらかじめご報告させていただきたいということでございます。

1ページ目は、6月の中間取りまとめの1週間後ぐらいでございますけれども、さきの通常国会で、いわゆる働き方関連法案が成立いたしまして、建設業につきましても、5年間の猶予期間を与えられたということではございますけれども、5年後からは、いわゆる罰則付きの時間労働の上限規制が適用されることになったということでございます。これに向けて、いかに法の施行までに軟着陸をさせるかということが求められているところでございます。

次の2ページ目でございますが、これは中間取りまとめの段階からもやっておりました建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議でございます。中間取りまとめの後ということで申し上げますと、昨年7月に第4回の会議を開催させていただきまして、そこで、29年の夏に決めておりました適正な工期設定等のためのガイドラインを改定させていただいたところでございます。

その内容を3ページ目に記載させていただいております。今回の改定部分が下線で表示されております。特徴ということで申し上げますと、左側の下から3行目ぐらいでございますけれども、業種に応じた民間工事の特性等を理解の上協議し、適正な工期を設定と

ということで、住宅不動産、それから鉄道、電力、ガスという皆様方に、分野別にご協力いただきまして、個別にワーキングをつくって、それぞれの業界において、どういうところが工期設定において特徴的なところかというものを議論させていただいた上で、その内容も盛り込ませていただいているというところでございます。

あと、右側にありますとおり、工期ダンピングを行わないですとか、平準化をやっていくですとか、右の真ん中ぐらいのところでございますけれども、働き方改革の車の両輪であります生産性向上についても、しっかり取り組んでいこうということを決めたところでございまして、各関係者の方にも周知させていただいたというところでございます。

次の4ページ目は、昨年3月に、私どもは業界と一緒にあって働き方改革に取り組んでいこうということで、建設業働き方改革加速化プログラムというものをつくっておりました。その際にも大臣との意見交換というのをやらせていただいておりますけれども、6カ月ほどたちまして、フォローアップということで、お互いの取り組み状況を報告し合う会を昨年9月に開催させていただいたというところでございます。

左側は、私ども国土交通省の取り組みでございまして、一番上は先ほど申し上げたガイドラインの改定、それからまさに今やらせていただいております中間取りまとめを踏まえた建業法等の制度改正に向けた準備ということでございます。

それから、現場のモニタリング調査についてとありますが、労務単価は6月連続で引き上げてきてはおりますけれども、現場の技能労働者の方からは、その見直しの効果が十分自分たちに及んできていないというような意見も聞かれているところでございまして、これが適切に行き渡っているかどうか、昨年10月から現場のモニタリング調査を実施させていただいております。

それから、週休2日工事については、国土交通省直轄ではかなり拡大してやらせていただいておりますけれども、地方がまだまだというところもございますので、まずは全ての都道府県に対して、原則として本年中に導入していただくように協力をお願いしているというところでございます。

右側が、業界団体さんの取り組みということで、さまざま書かれておりますけれども、例えばということで申し上げますと、一番下の建専連の2ポツ目でございますけれども、技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努めるという決議を受けまして、当日日建連さんで、適切な労務費内訳が明示された下請業者の見積もりを尊重する労務費見積もり尊重宣言を出していただくということをやっていたりです

とか、全建さんも同じような形で単価引き上げ分アップ宣言というのを出していただいております。業界も一緒になって取り組ませていただいているところでございます。引き続き業界と二人三脚で働き方改革に取り組んでいくということにしております。

次の5ページ目は、昨年10月に発生いたしました、報道等でも多々報道されておりましたので、ご承知のところも多いかと思えますけれども、いわゆるKYB等々の会社が、建物に使われております免震・制振のオイルダンパーについて、大臣認定に不適合なものを出荷、納入していたという事態でございます。こちらについては、一義的には、もちろんその製造者でありますKYBの責任において対処すべき話でございますし、私どもも住宅局が中心となって検討委員会を設けて対応を検討させていただいているところでございますけれども、建設業者との関係においては、当然のことながら建物の発注者、民間の場合もあるでしょうし、公共の場合もあるでしょうが、それを受注するものは基本的には建設業者ということになりますので、部品の製造自体はKYBの責任ではあるわけでございますけれども、施主さんとの関係では、建設業者も、KYBと一緒に施主さんにご説明に伺ったり、部品の交換等々に対応しないといけないということで、この事案に対してかなり対応を求められているというような状況であるということでございます。

次の6ページ目でございますが、こちらは昨年夏以降、台風ですとか、地震ですとか、全国でかなり災害が相次ぎまして、特に9月には、関西国際空港が浸水したりですとか、北海道で全道ブラックアウトがあったりという形で、かなりショッキングな事態が発生したということも踏まえまして、総理から、重要なインフラがあらゆる災害に対してその機能を維持できるように緊急に点検を行って対策を行うべしというご指示を賜りまして、11月までかけて調査をやっていたというところでございます。

その結果ということで、7ページ目でございますけれども、12月に3カ年緊急対策というものが出されまして、それらのインフラについて、防災、それから国民経済生活を支える重要インフラにつきまして、3年間で7兆円をかけて緊急対策を講じていく、特に防災については、うち3.6兆円を充てて、しっかりと対策を講じていくということでございます。

この3年間ということでございますけれども、実は2018年度、今年度も入っております。今年度は当然始まっておるわけでございますけれども、今年度の対策につきましては、今ごらんいただいております8ページの真ん中ぐらいにございますけれども、今年の2次補正予算の中で1兆円ほどをいただきまして、そこに書いてあるようなことをやって

いくと、それから、来年度、再来年度です。まず来年度につきましては、いつもいただいております公共事業関係費の中で臨時特別の措置ということで、全体では8,500億円程度、国土交通省関係はうち7,000億円程度でございますけれども、これを充てて緊急対策をやっていくということになっているところでございます。

続く9ページ目は、少し毛色の違う話でございます、これは既に政府で地方分権の観点で行うことが決まっている案件でございます。毎年、政府で地方から要望を承って対応するというプロセスがございますけれども、その中で建設業の許可申請に関して、ご存じのとおり、大臣許可と都道府県知事許可に分かれてでございますが、現在の手続を申し上げますと、大臣許可のものについても、建設会社の申請の利便性等々の観点から、都道府県を経由して出していただいているというところでございます。

これが都道府県の方々からいたしますと、自分たちで許可する都道府県知事許可のものはともかくとして、大臣が許可するものまで自分たちで見るのは非常に手間であるということで、いわゆる経由事務を廃止してほしいというご要望でございました。

こちらにつきましては、私ども許可申請の手続を電子化することを考えておりますので、電子化しましたら経由という概念はなくなるものですから、それをもって廃止できると思っておったわけでございますけれども、システムをつくるまでにはそれなりの時間を要しますので、できるだけ早く廃止してほしいというお声を踏まえて、基本的にはこの経由事務については廃止するというにいたしました。ただし、冒頭申し上げたとおり、利便性の観点等々もございますので、電子化されるまでの間、都道府県が希望する場合には現行の都道府県経由で出していただくこともできるということで、都道府県に手続を選択していただくということにしたところでございます。

次の10ページ目でございますが、これは中間取りまとめをご議論いただく段階でもご紹介させていただいておりました建設キャリアアップシステムでございます。こちらにつきましては、現在まさに今月からシステムを利用できる現場を全国で限定して運用を開始させていただきまして、こちらで問題がないということを確認した上で、来年度から本運用を開始させていただいて、当初の予定どおり5年で全ての技能者に参加していただけるように、今最終的なシステムのチェックと普及啓発に努めさせていただいているというところでございます。

次の11ページ目は、特に先ほど局長からも申し上げましたけれども、さきの臨時国会でかなりご議論いただきました外国人材の関係でございます。実は建設業の関係では、2

015年からオリ・パラ関係で外国人の受け入れ事業を開始しているということもございまして、既に昨年度の段階で5万5,000人程度、うち技能講習生が3万6,000人程度ということですが、かなり多くの人数を受け入れているという状況でございます。

国籍別で見ましても、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシアを中心に多様な国からお越しいただいておりますし、職種別に見ましても、鉄筋、とび、型枠、溶接というさまざまな工種で外国人の方に活躍いただいているという状況でございます。

全体として、建設業に限らず、介護ですとか、サービスとかも含めて、各業界いろいろなところで深刻な人手不足ということが叫ばれている中で、総理から、専門的、技術的分野における外国人受け入れの制度について早急に検討を進めるようにという指示が夏ごろにございまして、大まかな方針が示された上で、今ごらんいただいております13ページにありますとおり、さきの臨時国会で法案が出まして、国会でのご議論の上、成立したというところでございます。

この対象として建設業も含まれているということになるわけでございますけれども、具体的にどれぐらいの人を受け入れようというつもりなのかということでも申し上げます、現在技能労働者は329万人おりますけれども、非常に高齢化が進んでおりますので、だんだん減っていくという見通しでございます。

一方で、建設需要は非常に旺盛でございますので、必要な労働自体は増えてくると思っております。特にこれまでは増える仕事を残業でカバーするというのをやっていたわけでございますけれども、そのところが働き方改革の関係で、なかなかこれまでのように残業でカバーするというのはできなくなってまいりますので、人間が必要になってくるということでございます。よって、5年後2023年度には347万人程度必要だということで、差し引き21万人程度の不足が見込まれているというところでございます。

こちらにつきまして、太宗のところは車の両輪としてやらせていただいております生産性向上、それから、まず第一に重要であります国内人材の確保に全力を尽くすということではございますけれども、特に国内人材の確保については、各業界の取り合いというところもございまして、努力にも限界があることもまた事実かと思っております。

これら2つを頑張っても、なお不足する3、4万人程度というのが見込まれるわけですが、この部分について、新たに特定技能外国人を受け入れて建設需要に対応していこうということで、建設業につきましても外国人を受け入れていこうということになった

ところでございます。

次の15ページ目は、法律が4月から施行されることになっておりますので、現在建設業でどのような形で受け入れるかということの詳細を検討中でございますけれども、イメージといたしましては、建設業の受入機関が受入計画をつくって、それが国土交通大臣による審査に適合していただく必要があるということでございます。

その審査で何を見るのかということでございますが、一番重要なのが、3)の1つ目のところに書いてございます。外国人を入れることによって日本人の処遇が下がってしまうのは元も子もないということでございますので、報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上のお支払いをしましょうということをしかりとお約束をしていただいて、やっていただくということだと思っております。

それから、トラブルがないように重要事項については母国語で説明するすとか、あとキャリアアップシステムにつきましては、保険の加入状況を把握できたり、あとは現場の就労状況を把握できたりというところで、その外国人を管理するという意味でも、有用なツールかと思っておりますので、キャリアアップシステムへの登録もお願いすると、あわせまして、現行のオリ・パラのシステムが機能しているところもございますので、同じように元請の指導の受入れすとか、調査、巡回指導の受入れということもお願いしようと思っております。

下のフロー図をごらんいただきますと、今、技能実習で3年から5年いていただけることになっておりますが、その後、受け入れ計画の審査に受かると、特定技能1号ということで、さらに最長5年間いていただけるということになります。都合最大では10年いられるということになります。その後、上級の試験に受かった場合には、特定技能2号ということで、こうなりますと、在留期間の更新も無期限ということで、ほぼ日本に居座って仕事をされる方ということになるわけでございます。

こちらのシステムにつきまして、今施行に向けて詰めの作業をさせていただいているというところでございます。

残り2ページは、現行の先ほど申し上げた方針すとか、これまでの仕組みでございますので、ご参考というところでございます。

ひとまず、資料1のご説明につきましては、以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をどうぞ。挙手をしていただければありがたいです。

最近の状況ですので、そんなにはないと思います。もし何かありましたら、後でもまた言ってください。

議事を先に進めて、次に資料2について事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 資料2-1を今私のほうで開かせていただいております。こちらは、縦紙になっておりますので、タブレットも、恐縮でございますが、連動してごらんいただく方は、縦にさせていただきまして、ごらんいただければと思っております。

タイトルが、担い手の確保の取組を強化するために当面講ずべき措置についてということで、こちらはご承知のとおり、中間とりまとめで取りまとめたいただいたタイトルと同じでございます。この紙は大きく2つに分かれておりまして、前半は、皆様から中間とりまとめでご提言いただきました事項につきまして、私どもの現時点での検討状況をご報告させていただきまして、冒頭局長から申し上げましたとおり、こちらにつきまして忌憚のないご意見をいただき、引き続き制度化に向けて検討を進めてまいりたいということでございます。

それから、最後の4ページ目につきましては、中間とりまとめの段階では特にご提言とさせていただいておりますけれども、その後さまざま検討を私どもの中で進めていく上で、こういったことについても新たに措置をしていったらどうかという提案が4点ほどございますので、こちらをご紹介させていただきまして、ご意見を賜ればと思っております。

では、1ページ目に戻らせていただきまして、資料の中身についてご説明させていただきますと思っております。

基本的に全般的なことを申し上げますと、私どもとしては、ご提言をいただいたものをそのまま今制度化すべく準備させていただいているというところでございますが、少し制度の詳細を検討する上で、細かなところですか、制度の実効性を高める上で、付加的にこういうこともやっていったらどうかというところをこの紙の中で盛り込ませていただいておりますので、そのあたりをごらんいただきまして、ご意見を賜ればと考えているところでございます。

まずは、1つ目、長時間労働の是正ということで、(1)受発注者双方による適正な工期設定の推進、①適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化というところでございます。現行、先ほどご案内させていただきましたとおり、適正化工期ガイドラインというものをつくらせていただいておりますけれども、こちらにつきまして、ご提言

をいただいておりますとおり、中央建設業審議会にて工期に関する基準というものを作成させていただきます。実施を勧告することにしてまいりたいと思っております。

それから、②受注者による工期ダンピングの禁止ということでございますが、まず、このご提言に対してこういう禁止規定を設けてまいりたいということと、価格のダンピングを禁止するのと同じ考え方でございますけれども、工期のダンピングの禁止については、そういうことをさせないためには、しっかりとした見積もりをやっていただくということが重要だと考えているところでございます。したがって、受注者は請負契約を締結するに際して、天候その他やむを得ない事由により工事の施工が困難と見込まれる日数を考慮した上で、見積もりを行っていただくのですとか、あとは工事の準備期間、工事の種別ごとの着手の時期、それから完成の時期などの工程の細目を明らかにして見積もりを行っていただき、今、代金についてやっていただいているのと同じように、工期についても見積書を交付していただくということでございます。

それから、工事の施工の日程とか、時間帯の定め、例えば土日はやりませんとか、夜はやりませんということでございますけれども、そのような日程ですとか、時間帯の定めをする場合には、しっかりと双方のお約束として、その内容を契約書面に明記してやっていただきたいということでございます。こちらについては、もちろん双方の合意があれば契約変更という形で変えていただくことは構わないと思っておりますが、しっかりと決めたことはお互いの約束として守っていただくということだと思っております。

それから、③不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度、今申し上げた②の受注者による工期ダンピングの裏側にあるものでございますけれども、こちらにつきましても、ご提案をいただいておりますとおり、注文者について通常必要と認められる期間に照らして著しく短い工期による請負契約を締結してはならないという禁止規定を設けて、それに違反した場合に勧告制度を設けたいというところでございます。

この勧告制度の実効性を高めるという観点から、正当な理由がなく勧告に従わないというときには、その旨を公表してまいりたいと考えておるところでございます。ただし、注文者ということでいきますと、個人で住宅を発注される方とかも、究極的には対象になってきてしまうところもございますが、そのような個人の方とかは、公表にはなじまないと考えておりますので、一定金額に満たない小規模な契約については公表の対象からは除外したいと考えております。

それから、我々が勧告等に必要な報告ですとか、資料徴収等もお願いさせていただくということでございます。もし、注文者が建設業者の場合につきましては、現行の規定にのっとって監督ですとか、監督処分の中で勧告なり公表という措置ができますので、規定という意味では、新たに注文者について、今建設業者がやっているのと同じような規定を設けさせていただいて、全般としては、全ての注文者に対して著しく短い工期による請負契約の禁止と勧告制度を設けさせていただくということでございます。

こちらにつきましては、取りまとめでも言及いただいておりますけれども、もとより、こういう措置をやりたいということではなくて、このような事態が発生しないように抑止力として機能することを期待して、このような制度を設けさせていただくということでございます。

それから、(2) 施工時期の平準化の推進でございますけれども、こちらについては公共工事の入札契約において公共発注者が取り組むべき事項ということで、具体的には入契適正化法の適正化指針の中に位置づけて、しっかりと法律上位置づけたものということで、さまざまな公共の発注者の方にしっかりとさらに取り組んでいただこうということを考えているところでございます。

それから、2の処遇改善のところでございますけれども、(1) 技能・経験にふさわしい処遇（給与）の実現ということで、一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度を創設してはどうかということのご提言をいただいております。こちらについては、引き続き検討させていただきたいというところでございます。先ほど申し上げましたとおり、建設キャリアアップシステムは、今、限定運用させていただいております、来年度から本運用させていただくことになっておりますが、まだ立ち上がっていないという状況になっております。

それから、あわせまして、能力評価制度についても、現在検討中でして、これから普及していくということになっておりますので、現時点でかちつとした制度をつくってしまつて、身動きがとれなくなってしまうというよりは、逆に建設キャリアアップシステムがしっかり動き出して能力評価制度もでき上がってから、その制度をどうやって普及させるかという観点で、その制度化を検討していくというふうにさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、2ページ目でございますが、②ということで、施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿ということで、当該建設工事に従事する者の氏名を追加するというご

提言をいただいておりますが、こちらにつきましても、ご提言のとおり、登録基幹技能者をはじめ現場で作業する技能者の方を施工体制台帳における記載事項といたしまして、現場の技能者の方の働きがいなり、生きがいにつなげていければと考えているところでございます。

それから、③の建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上というところでございますけれども、こちらにつきましては。いわゆるリカレント教育と言われているものでございますが、建設工事に従事する個々の方、全ての方に建設工事を適正に実施するために必要な知識、技術、それから技能の向上に努めていただく努力義務をお願いしたいと思っております。

もとより、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、建設キャリアアップシステムを導入して、個々人に、レベル1から4ということで、レベルアップをお願いするというところでございますので、それと連動して個々人の方に努力義務をお願いしようというところでございます。

それから、(2) 社会保険加入対策の一層の強化というところでございますけれども、こちらにつきましては、社会保険に未加入の企業について、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築すべきということをご提言いただいております。社会保険につきましては、法律上は義務なのでございますけれども、今私どももさまざまな指導等々、直轄では要件化したりもして、会社単位では97%というところまで持っていったところではございますけれども、最後のラストワンマイルの措置が必要ではないかということで、ご提言をいただいておりますとおり、下請の建設企業も含めまして社会保険加入を徹底するために、社会保険に未加入の建設企業については、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築したいと考えております。具体的には社会保険への加入を、いわゆる建設業の許可要件としたいと思っております。もちろん一刻も早くということではございますけれども、この措置がなされた場合には、建設業の許可は5年でございますので、5年以内には全ての業者が保険に加入した状態が達成されるということになるわけでございます。

それから、②の下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底というところでございます。こちらについては、9割方現在でも現金でお支払いをいただいているところではございますが、1割方が手形ということで残っております。職人さんにすぐに行き渡らないというような事態になっているところでございます。こちらにつきましては、下請代金のうち、ご提言をいただいておりますとおり、労務費相当分、これには社会保険料の本人負担分

も含むということでございますけれども、こちらについて手形ではなく現金払いをするように規範化をしていきたいと考えているところでございます。

それから、次の3番目の生産性向上、車の両輪の部分でございますけれども、まずは1つ目、限られた人材の効率的な活用の促進ということで、1番目の丸、主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度の創設というものでございます。こちらについては、中間とりまとめでいただいておりますとおり、現行、各企業ごとに主任技術者を置かなければいけないということになっているところでございますけれども、こちらについて1次下請、上位専門工事企業で主任技術者を置けば、その下にいる専門工事企業では、主任技術者を置かなくてもいいよという制度でございます。

こちらの制度につきまして、現行の制度の中に組み込んでまいりたいと思っておりますのでございますが、当時も中間とりまとめの中で、例えばということで申し上げますと、主任技術者を専任とするとか、共同施工制度の適用は建設業許可業者に限るですとか、あと、共同施工制度を利用する場合は、さらなる下請契約の締結を禁止するという一定の要件をかけていく必要があるのではないかとということをご提言いただいておりますけれども、こちらにつきまして、少し制度的な検討を私どもの中でさせていただく中で、3点ほど要件をかけていきたいなというところがございます。

まず、1つ目につきましては、上位専門工事企業で配置する主任技術者でございますけれども、従来は自分の会社の部分だけを見ていればよかったわけでございますけれども、下請の会社の部分も含めて、全体、より広い範囲を見ていただくということになりますので、ざっくりと申し上げますと、今の主任技術者でも特に立派な方を置いていただかないといけないと考えているところでございます。つきましては、その立派なことについて、一定の指導監督的な実務の経験を持っているというような要件をお願いしたいと思っております。

それから、2つ目のポツでございますけれども、今、上位専門工事企業の主任技術者がより広い範囲の工事を見ることになるということを申し上げましたけれども、あまりにも見る範囲が広過ぎるということになりますと、幾ら今申し上げたような立派な方を置いていただいたとしても、1人の方では見切れないということになってこようかと思っております。つきましては、現行の制度でも主任技術者を専任で置かないといけない範囲、もしくは逆に兼任でもいい範囲というのが決まっておりますけれども、下請代金の額について、現行制度におけるその範囲内にするなど、一定の上限というものを設け

ていきたいと考えているところでございます。

それから、3つ目のポツでございますけれども、この制度を使っているということについて、ある意味ではこれは手続的な規定なのでございますけれども、関係者がみんなこの制度を使っているということを理解していただいた上で、この制度に取り組んでいただくということが必要だと思っております。その関係で、この制度を使って建設工事を施工しようとする旨につきまして、元請負人に注文者の承諾をとっていただくとともに下請建設業者の同意をとっていただいて、この制度が活用できるということにしたいと思えます。このような形にすれば、工事にかかわる関係者が、皆さん、この制度にのっとってやっているということを理解した上で工事に着手するというような状態が構築できるかと思っておりますので、このような手続規定を設けたいということでもあります。

それから、②の元請建設企業の技術者配置要件の合理化というところで、こちらにつきましても、中間とりまとめでいただいておりますとおり、現行、元請で置きます監理技術者については、基本的に現場に専任で置かないといけないということになっておるわけでございますけれども、監理技術者補佐が専任で配置された場合には、元請の監理技術者について現場の兼務を可能としてはどうかという制度でございます。

このような制度につきまして、ご提言をいただいておりますとおり、若手技術者の技術力育成を図るために、監理技術者補佐が専任で配置されている場合には、一定の要件はお願いしようとは思っておりますけれども、工事の監理技術者について、ほかの工事との兼務を認める仕組みというものをつくってまいりたいと考えております。

監理技術者補佐というのが、どのようなものなのかというところの検討を少し深めさせていただいたものが次のポツのところに書いてございます。こちらにつきましては、技術検定試験を現行行わせていただいております。学科と実地という形に試験が分かれていますけれども、これを1次試験と2次試験という形で、1次試験で学科と実地の基礎的なことを聞くと、2次試験で学科と実地の応用的なことを聞くということで、1次試験に受かった段階で、ある程度学科の知識も実地の知識も持った方ということをしかりと審査するということにいたしまして、その方がご提言をいただいておりますとおりでございますが、専任で現場に配置されれば、立派な監理技術者のもと、そういう方が専任で配置されていれば、現場の監理を現行と同じような形で適切に行うことができるだろうということで、監理技術者の要件を定めていこうということでございます。

1次試験の合格者に監理技術者補佐となる技士補の資格を付与するわけでございます。

れども、具体的にその監理技術者補佐になれるのは、2級の技士を取っていただいた上で1級の1次試験に合格した方、これは1級の技士補という資格を与えるということになるわけでございますけれども、この1級の技士補が現場で専任で配置されれば、元請の監理技術者については現場兼務が可能というような制度にしてまいりたいと考えております。

それから、(2)の仕事の効率化や手戻りの防止というところでございますけれども、こちらについては双方ご提言をいただいておりますとおりで、知っていることはあらかじめ開示して、後々の手戻りを防止しましょうということで、受発注者双方に対しまして、施工上のリスクに関する事前の情報共有という努力義務をお願いしようと思っておりますのでございます。

それから、3ページ目でございますが、(3)建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備ということで、先ほど資料1で、いわゆるダンパーの話をご紹介させていただきましたけれども、ご提言をいただいておりますとおりで、プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、工場製品製造者に対して原因究明、それから再発の防止等々を求めるための勧告のできる仕組みを導入してまいりたいと考えているところでございます。

こちらにつきましても、先ほどと同様でございますけれども、制度の実効性を高めるという観点から、勧告に従わなかった場合には、その旨を公表すると、それでもなお正当な理由がなく勧告にかかる措置をとらずに、適正な施工の確保ということについて、著しく阻害されているという事実があると認める場合には、措置命令も講じていこうということを考えているところでございます。

こちらについても、これも先ほどと同様でございますけれども、こういう措置を講じたいということではもとよりございませんで、このような制度をつくっておくことによって、抑止力として、このような事態が発生させずに、プレキャスト等を安心して積極的に活用して生産性の向上をなお図れればということで、このような制度を設けてまいりたいということでございます。

それから、(4)重層下請構造の改善に向けた環境整備というところでございます。こちらについては、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じたさまざまな施策を総合的に実施ということで、こちらはもともと制度的な対応というよりは、実質的なところで対応を進めていこうということでご提言をいただいておりますけれども、引き続き実務的な対応を検討してまいりたいということでござ

います。

それから、最後の4番目、地域建設業の持続性確保というところでございますが、(1)災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築というところでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、夏以降いろいろ災害があったこともございまして、別途、国会でも動きがあるようでございますけれども、後ほどご紹介させていただきますけれども、災害発生時における公共発注者の責務の明確化について検討ということで、私どもから1点こういうことをお願いしてはどうかというご提案がございますので、後ほどご紹介させていただきたいと考えております。

それから、(2)の建設業許可制度の見直しによる地域建設業の持続性確保ということでございます。そのうちの①建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直しということでありまして、いわゆる経管でございますが、こちらについては、経営の高齢化が進む建設業の持続性の確保につなげるために、現行、ご承知のとおり、建設業について5年の経営経験を有する役員を置かないといけないということを許可要件として定めているわけでございますけれども、例えばということになりますと、お父さんから息子さんが会社を引き継ごうとしたときに、息子さんは、別にIT企業なりで立派な経営経験があるということであったとしても、現行の建設業法では、建設業について5年の経営経験を求めているということになりますので、今の事例でいきますと、息子さんが引き継ごうとしても引き継げないということになるわけでございます。

こちらにつきましては、そのようなこともあるということも踏まえまして、個々人について具体的な年数を求めて経験を問うということは要件としてやめにする、廃止しようと考えておりますけれども、一方で、発注者の方からしますと、適正に会社が経營業務の管理をやっているのかということは、非常に大きな関心事項だと思っておりますので、個人に対して何か能力を求めるというよりは、現行経審等でも会社全体の能力を評価させていただいておりますけれども、他の事業法等々もそのような形で会社全体の能力を見せていただいているところでございますので、それと同じような形で私どもにつきましても、許可を受けようとする建設業にかかる経營業務の管理を適正に行う能力を持っているという基準に適合しているということ、会社全体としてそういう能力がありますということを確認してまいりたいと考えているところでございます。

それから、②の円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備ということで、いわゆる許可の空白期間が生じているものを解消しようというものでございます

けれども、こちらにつきましては、ご提言をいただいておりますとおり、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に管理義務が承継できるような制度を、これもほかの事業法等々では、こういう制度が既に設けられているところも多うございますけれども、建設業法においても、同じような形で事業承継の規定を設けてまいりたいと考えているところでございます。

以上が、冒頭申し上げましたとおり、皆様方から中間とりまとめでご提言いただいたものに対する現在の私どもの検討状況ということでございます。

次の4ページ目が、先ほども申し上げましたとおり、中間とりまとめのときには特にご指摘、ご提言等をいただいておりますけれども、その後の検討の中で、私どもでこういうこともあわせて措置してはどうかというような提案が4項目ほどございますので、こちらは別葉で資料2-3というのを用意させていただいておりますので、ごらんいただければと思っております。

今表示させていただいておりますが、こちらは横でございますので、恐縮でございますが、タブレットもぜひ横にしてごらんいただければと思っております。

資料2-3の中間とりまとめ以降の課題（概要）というページが表示されているかと思っております。

まず、1ページ目は、災害時における建設業者団体の責務をお願いしてはどうかということでございます。

先ほども資料1でご紹介させていただきましたとおり、昨年は6月に大阪北部地震、それから7月の台風21号、9月の胆振東部地震ですとか、台風24号、さまざまな災害に全体で見舞われたところでございます。

その写真にもございますとおり、従前からこれは取り組んでいただいている話でございますけれども、災害が起こった後、建設業者、それから建設業者団体の皆様方におかれましては、自治体等々との協定に基づいて、災害が発生した後すぐに応急復旧に取り組んでいただいたり、仮復旧、本格復旧、それから復興ということで、順次取り組んでいただいているところでございます。

こうした実態がある中で、ただ、災害がこれほど頻発する中で、国民の側からは災害が起きたときに円滑に迅速に復旧させたいというようなニーズが高まっているというところもございます。これについて、しっかりと建設業としてその責務を果たしていくという観点から、既に建設業者団体につきましては、前回の担い手3法の改正の際に、建設工事の

担い手の育成及び確保その他の施工技術者の確保に関する努力義務ということをお新たにお願ひさせていただいたところでございますけれども、ある意味では、施工技術の確保ということで、現行でも含まれているということかと思っておりますが、災害に対応する体制を構築するという観点で、この部分の特出しをしまして、包括的な協定書の締結ですとか、災害時の連絡体制、これには公共との連絡というものもあるでしょうし、業者団体から各業者さん個別へのご連絡ということもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、災害時において公共と連携して対応していくということについても、努力義務としてお願ひさせていただければと思っております。

このようなことを法律上努力義務として規定いたしますと、現在でもさまざま夏以降特にお取り組みいただいたことについて、国民全体の中でも建設業の役割の重要性というのは、だんだん社会的にも認知されてきているところなのかなとは思っておりますけれども、そういった法律上努力義務が明記されることによって、社会的に意義のあることをやっただけだということも明瞭になるということも、努力義務として書かせていただく意義としてあるのかなとも思っているところでございます。

次の2つ目でございますけれども、個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化についてということでございます。

先ほど事業承継につきましては、そのような規定を設けるということをお申し上げましたので、その中でやるということでございます。ただ、個人事業主をお特出ししておりますのは、建設業法上は個人とか法人とかというのを特に区別はしておりませんので、先ほど申し上げました事業承継の規定を整備すれば、当然のことながら個人事業主にも適用されるということになるわけでございますけれども、実は政府全体として、個人事業主につきまして、今左側のグラフにありますとおり、非常に年々高齢化が進んでいて、跡取りがないというのは、ほかの事業主、例えばクリーニングですとか、酒の販売業ですとかというところが例として挙がっておりますけれども、そういったところも高齢化が進んでいて、跡取りがないというのは全般的に同様の状況になっております。

こちらについて、跡取りがなかなか見つけられないということが、手続上引き継ぐことが煩雑だということが問題になっているのであれば、そのあたりの手続のところを簡素にして、事業承継がやりやすいような環境をつくるべしということをお政府全体として検討するということをお実は求められているところでございまして、右側の円グラフにもございまして、個人事業主全体の中で建設業が約7%を占めるということもございまして、

建設業についても、現行、事業承継の規定はないわけですが、何らか事業承継を円滑にできるような制度、簡素にできるような制度を構築すべきということも求められているというところがございます。

その答えは、事業承継の制度をつくり出すことなんですが、ただ、いろいろ簡素な手続という議論の中で、その議論がある意味行き着いたところになるわけですが、事後届出で事業を承継できるようにすべきではないかというような意見も一部に見られるところがございます。

皆様既にご承知のところかとは思っておりますけれども、建設業につきましては、今ごらんいただいております3ページの上にかかせいでございますけれども、経営の安定性ですとか、技術力、それから誠実に業務をやるという適格性について、しっかりと事前にチェックした上で、許可という形で特別に建設工事に従事していただくことをお認めしているということでございます。

これは、こういうことを許可せずに誰でもできるということにいたしますと、いわゆる不良・不適格業者が変な工事、粗雑工事等々をしてしまっ、一義的には発注者の方に多大なるご迷惑をおかけする、その作ったものによっては、一般の公衆の方にもご迷惑をおかけするということになりますので、このような事態を防ぐために、事前にしっかりと能力のあるということを確認させていただいた上で、許可ということでお認めした上で、許可された方々にだけやっていたという仕組みをとらせていただいているところでございます。

真ん中ぐらいにありますとおり、法人についても、例えば法人の中の役員が変わるだけということであれば、それは法人としての全体の体が変わるわけではございませんので、現在でも新規の許可取得は不要ということで、届出で変更ができるということになっております。

一方、右側のパターン2ということで、法人のメンバーはかわらないんだけど、吸収合併によって会社の体自体が変わったという場合については、前の会社とは別の会社ということになりますので、現行では新規の許可取得をしていただく必要がございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、事前認可することをもって同時に権利義務が承継されるような制度を設けてまいりたいと考えているところがございます。

翻って、個人事業主についていいますと、当然のことながら、例えばということで申し上げますと、お父さんと息子さんということで申し上げますが、お父さんと息子さんは、

家族ではあるんだと思いますけれども、同じ人物ではないわけでございまして、お父さんが立派な建設会社をやる能力を持っているからとって、息子さんが必ずしも立派な方かどうかというのは限らないということでございます。

したがいまして、建設業を許可に照らしているということから考えますと、私どもとしては、息子さんがもし建設業を引き継ごうということであれば、建設業をやるに足る立派な能力をお持ちなのかということをしつかりと確認させていただいた上で、建設業に従事していただく必要があると考えておりますので、個人事業主についても、当然のことながら、法人と同じように事前にしっかりと認可ということで、許可要件に適合していることを確認した上で、的確な方に承継をお認めして、許可の空白期間がない事態はつくりたいと思っておりますけれども、しっかりと建設業をやるに足る能力を持っているということについては、確認してまいりたいと考えているところでございます。

次の4ページ目、3番でございましてけれども、これは建設現場における建設業許可証掲示義務の緩和についてということでございます。現行の法令に基づきますと、右側の写真にありますとおり、各会社さんがそれぞれ許可証を現場にびたびた貼っていくというような形になっているところでございます。

この件につきましては、左側の真ん中ぐらいにもございまして、これまでもさまざまなお意見をいただいているところでございまして、そもそも場所が狭くて全部貼れないですとか、いっぱい貼っても誰が責任者なのかよくわからないというようなご意見をいただいているところでございます。

一方で、私どももそれらの意見を踏まえて、平成23年に許可証のサイズを小さくするようなこともやらせていただいておりますけれども、一方、この掲示自体については、趣旨といたしまして、現場がしっかりと許可をされた的確な業者によって建設工事が行われているという旨を明らかにするとともに、現場の作業員の方にとっては、どの業者さんがこの現場に入っているのかというのが確認できる、それから、一般の方からすると、特に騒音ですとか、公衆災害ですとか、何か問題があったときということになりますけれども、この業者に連絡すれば対処してくれるということで、どの業者がやっているという情報自体については、引き続きお示ししていく必要があるのではないかと考えております。

ただ、情報の見せ方というんでしょうか。出し方が、現行のように個々にばらばらと紙を貼っていくというやり方がいいのかどうかというところは、少し議論させていただければなと思っております、例えばもう少し、現行の法律上はかなり見せ方まで細かく規定

がされているところでございますけれども、その見せ方については、もう少し省令なりというところで、例えば現場の許可証掲示については元請業者のみでいいということにして、下請業者については、例えばということで申し上げますけれども、今でも施工体系図とかをつくっておりますけれども、それを貼れば下請業者がばらばら貼る必要はないとか、さまざま見せ方については、このような形で出し続けるというよりは、少し工夫してまいったらどうかと考えているところでございます。

最後、4番目として、下請建設企業の保護についてでございますが、こちらについては、1ページ送らせていただきました6ページ目の経緯として、総務省から、下請取引の適正化について行政評価監視で勧告をもらっているということでございます。

どのような内容かということ申し上げますと、元請の会社さんが何か不適切なことをしたときに、下請業者さんとして国なりに通報等々をしたいんだけど、報復のリスクがなくなると国に相談できないので、何らか親事業者による報復の防止をやる措置を講じてくれというような勧告でございます。

1ページお戻りさせていただきますと、5ページ目でございますが、実はいわゆる下請法には、下の点線に書かせていただいておりますけれども、親事業者が何か不正なことをしたときに、下請会社さんがその旨を国に対して知らせたということを理由として、取引の停止ですとか、不利益なことをしてはいけませんというような規定が設けられているところでございますけれども、実は建設業法にはこのような規定が存在しないということになっております。もちろん私どもも現行でも、左側でございますとおり、下請企業なりから通報をいただいたり、それから、私どもとしてそういう事実がわかれば、場合によって元請企業に対する指導監督等々というのはやらせていただいているところではございますけれども、一方で、そういったような規定がないということをもって、その勧告にもありましたとおり、禁止されていないので報復されるかもしれないということで、通報をためらって、私どもが知らないというような事態もあることというのも想定されているところでございます。

こういった通報をためらうような状況があるとすれば、それを少しでも是正してあげまして、下請建設企業の保護につながればということで、今回建設業法にも今下請法で設けられておりますような同等の規定を整備いたしまして、環境整備をさせていただければと考えているところでございます。

以上4点が、今回、繰り返しになりまして、恐縮でございますが、私どもで追加的に検

討させていただいた結果、こんなこともあわせて措置をしたらどうかと考えている事項でございます。

最初にご説明申し上げました皆様方からご提言をいただきました検討事項に対する検討状況とあわせまして、これからさまざま忌憚のないご意見を賜りまして、そのご意見を踏まえて、どのような形で制度化等々を進捗させていくかということについて、引き続き検討させていただきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜ればと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

【大森委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関してご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。

【岩田委員】 全建の岩田でございます。4ページの1の災害時における建設業者団体の責務についてということでございますけれども、現在の災害協定は、行政機関ごとに記載内容というのはさまざまとなっていると思います。連絡体制の確保につきましても、本来、行政機関が主体で、私ども建設業者団体は、協力するという立場になるのではないかと考えています。

今回の中で、建設業者団体の努力義務として、包括的な協定書の締結や災害時の連絡体制等の確保等、災害時における公共との連携について記載ということでございますけれども、行政機関の責務としての実施すべき内容、これについてもぜひ明記していただいたほうがいいのではないかなと思います。

行政機関の責務について、業法ではなくて品確法で明記するというのであれば、双方の内容に違いが生じないように配慮していただきたいと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

【古阪委員】 今の意見に関連したことですけれども、私は関西にいて、今年は全ての災害が関西では起こったという印象がある、それから、大阪周辺には衛星都市がたくさんある、衛星と言っていいのかわかるとは少しありますけれども、基本的に行政区ということで、ここでも書かれているんですけれども、災害というのは、地理的な区域、山とか川とか谷とか、そういう範囲で起こるわけですね。それから、もう一方で、経済区は、今全建の方がおっしゃったように、いろいろな仕事がある範囲という意味で、また別なんです。そうすると、行政区と地理区と、それから経済区という3つがうまく重なっておれば、こ

ここに書いてあるようなことで執行できるんだけれども、現実には全然違うスケールの地理的区域と、経済区はもっと広いかもしれませんし、部分的かもしれません。行政区がその中にしっかりと国民のために、あるいは住民のためにあるということなんですが、それをもう少し考え直すと、ほんとうにこの災害対策のやり方でいいのかというのは非常に疑問があるんですね。

今回、とりまとめはもちろんこの方向で行くという面があっていいわけですが、もう少し大きな視点でいえば、日本の場合は人口も減りますし、災害は、異常気象じゃなくて完全に気象変動のもとで、シトシトピッチャンの雨から豪雨になるわけですね。そうすると相当に違う覚悟が要るんじゃないかという意味で、これから直ちにこのまとめを直すということじゃないんですけれども、将来的にいうと、3つの区域をどう共通化するのか、別にするのかということが重要じゃないかと強く思っています。

【大森委員長】 ありがとうございます。なお、念のため申し上げておくと、今日の委員会は、これをとりまとめるというわけでもないので、意見等があれば、それをご参考にしていただくという意味でお伺いしていますので、忌憚のない意見がもしありましたら、どうぞ。

【田口委員】 2つの課題につきまして、資料2-3の3ページの個人事業主の事業継承に関する考え方ということで、私としては、全建総連としては、事前許可制を念頭に検討していただくということで、ぜひお願いしたいなということでございます。

ご報告の中に事後届出にすべきでないかというご意見もあるとお聞きしましたけれども、我々が把握している限り、個人事業主の許可の継承の場合、事後届出でなければ非常に不都合が多いということは、ほぼ聞いておりません。まれに事業主が急死したりとか、そういう場合がございますけれども、ほぼ許可ですと30日、長くて45日ということで取得ができますので、ぜひとも建設業許可の必要性和、その権威をしっかり堅持していくためにも、事前認可制ということをお願いしたいなということでございます。

それともう一つ、次の許可証の掲示義務についてでございますけれども、若干内部でも検討いたしましたけれども、適法な業者によって建設工事がなされているということを対外的に明らかにするために義務づけられているということでもありますので、これは、ご提案どおりなくすということではなくて、見せ方を工夫するということで、そういうことでぜひお願いしたいなと思っております。

それで、本論とちょっと外れるんですが、施工体系図のお話もございましたので、ちょ

っと困っていることがあります、これは要望として聞いていただきたいんですけども、施工体系図の場合、民間の場合は、工事関係者が見やすい場所に掲示するということになっておりますけれども、公共工事と同じように、工事関係者、かつ公衆の見やすい場所に掲示をすること、また、下請の金額が4,000万円以上、建築一式ですと6,000万円以上と工事が指定されておりますけれども、より低い金額での掲示義務を設定していただければと思っております。

実は1月11日に、新橋の駅前の建設現場でも火災事故が起きましたけれども、4人病院に搬送されたんですけども、あのうち2人がうちの組合員だったとか、あと7月26日の東京都の多摩市のテクノロジービルの建設現場の火災事故で5名死亡し、42名が負傷したんですが、5名のうち3名が組合員で、1名が元組合員ということで、5名のうち4名が組合関係者だったということがありまして、元請はすぐわかったんですけども、設備工事の会社がわからなくて、責任の所在とその保障を遺族の方と一緒に求めていったんですが、そのことがわからないことによってかなり時間を要したということがありまして、ぜひ、できれば施工体制図についても、よく見えるところに掲示していただけるような、そういうことを考えていただけないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【蟹澤委員】 もしかしたら、この会議の中の直接の議論とは関係ないかもしれませんが、今、田口委員からもあった許可証の掲示の話ですけども、これは、ある意味考え方によっては、たくさん増え過ぎるのが面倒というか、冗長だということもあるかもしれませんが、逆に、重層化を浅くして下請をやたらとつくらないという努力をすれば、これが減るという側面もあると思うんですね。

それから、もう一つ、建設現場、建設業の顔として、仮囲いに何を表示して、その業界内部に向けての情報なのか、それとも一般の通りかかる方々に対する情報発信というのも大事だと思ひまして、今、建設企業等の能力の見える化という検討も進んでおりますけれども、要するに必要な情報はわかりやすく、例えば能力の見え方でいうと、その現場に入っている下請の専門工事会社の人たちが、今検討しているのでいえば、星が幾つついている業者さんがどれくらい入っているのかとか、今、田口委員から、施工体制というのもありましたけれども、要するに重層化も浅くて、しかも評価の高い業者さんがたくさん入ってつくっている現場だということを例えば見せるためには、1つの戦略的な仕掛けになるん

ではないかなと、そんなこともお考えいただいて、簡素化する部分と、これを機にもう少し施工体制なり、現場でのものづくりということを情報発信するということもぜひお考えいただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【大嶋委員】 日建連の大嶋でございます。今日の間とりまとめ以降の課題について、3点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まず、1点目の災害時のことでございますけれども、日建連は2015年4月に、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定された、これは非常に大きなことでありまして、会員会社を含めた災害の予防、応急復旧等の対応体制の整備を今推進しているところであります。

また、災害協定につきましては、各支部で全ての地方整備局と締結済みであります。また、この会の春の委員会でも申し上げましたけれども、県域をまたがる広域災害に備えて、地域の関係機関が一体となった包括型一括協定がございますけれども、これについても、2007年の東北支部を皮切りに、中部、中国、関西、関東の各支部で同様の締結を行っておりまして、これは非常に重要なことだと思っております。

また、先ほど少し話題が出ましたけれども、災害と関連することとして、災害復旧時の入札のことがあると思っておりますけれども、一般競争入札にとらわれずに、緊急時に応じて随契、あるいは指名競争を使い分けるということだと思っておりますけれども、これについても、国交省さんからガイドラインが整備されておりますので、これの運用をきちんとお願いしたい、さらにはこのガイドラインは地方の団体、災害については地方が大きなウエートを占めますので、地方公共団体、あるいは他の発注機関にも適用されるようお願いしたいということでもあります。それが1点目、災害についてであります。

2点目、建設業許可証のことでございますけれども、これについては、先ほど話もありましたけれども、見える化の趣旨をどこまでとするかということだと思っておりますけれども、見える化の意義に反しないことに留意していただければ、建設現場における業務の効率化、あるいは働き方改革にもつながる、それと、小さな現場によっては非常に見た目がよくないということも現実の問題としてはありますので、見える化の趣旨を考えながら検討いただきたいということでもあります。

それから、最後に、通報というか、保護規定の追加でございますが、これについては、

平成19年に法令遵守ガイドラインが策定されて、一昨年にはさらにそれが改定されて、適正化が推進されてきていることだと思いますけれども、実態の運用の中では、かなり判断が難しい事案もあるわけであります。

例えば施工不良に伴うやり直し工事についても、物によっては、元請、下請の契約に基づく適切な対応であるにもかかわらず、下請建設業者の主観的な判断により通報される場合ということもありますので、慎重な検討をお願いしたいということであります。

さらには元請、下請、下請にも1次、2次とありますので、その辺の重層のところについても対象としていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【古阪委員】 これは「建設産業政策2017+10」のとりまとめとその実施ということですが、もともと「建設産業政策2007」、その前でいえば建設産業政策大綱ですが、2007年があり、「建設産業の再生と発展のための方策2011、12」これは東北震災の影響で2つですね。そして、「建設産業政策2007」のときに、3ないし5年できちんと結果の評価するということをお願いして、それが続いているんだと思うんですが、今回も結構いろいろなことが書かれていて非常にいいと思うんですが、言うだけじゃなくて、事後評価が必要です。日本人は初めはいいんだけど、結果評価は気にしないということがあって、そういう意味では、今回、私はいろいろな意味で土木と建築を結構分けながら一緒にやるという政策というか、やり方が多くなって、非常に望ましいことだと思うんですね。望ましいんだけど、もう一方で、例えば工期の例でいうと、土木の場合は発注者が示すんですね。建築の場合はそうじゃない。

今回のテーマというのは、民間工事は圧倒的に建築ですね。それから、公共工事は土木なんですけど、ここの考え方がどう区別されているのか、されていないのか、その結果として、どういうことが5年後よかったか悪かったか、この辺の見分け方というか、そういうものを考えながらやっていただけると、もっとよくなっていくんじゃないかなという意味で、非常によくできたこれからの楽しい内容ですけど、一方で、その土木と建築のとりあえず分ける部分と共通にできる部分というのをよく見ていただいて、私も協力は幾らでもしますけれども、それをやらないとなかなか終らないと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま事務局から、中間とりまとめを受けて法制的な検討が行われているということの報告と新たな論点についても何点かご提示がありました。これらにつきましては、委員の皆さんからいただいた意見を踏まえつつ、制度化に向けさらなる検討を深めていただければと思っております。

【平林建設業政策企画官】 一応、済みません。私から、委員の皆様方から頂戴したご意見に対して少しお答えを申し上げたいと思いますので……。

【大森委員長】 わかりました。

【平林建設業政策企画官】 ご発言順ということで、全建さんから、業界も協力するけれども、主体としては行政であるので、行政の責務についてもということでございます。こちらは、おっしゃっていただきましたとおり、今なかなか私どもからは申し上げづらいところではございますけれども、昨夏いろいろ災害があったこともありまして、先生方のほうでも、発注者の責務について、いわゆる品確法でしっかりと対応していくべしというようなことのご議論をいただいているようなところもございますので、そちらの議論を見守りたいということでございますけれども、現行も品確法は国会で通った後につきましては、私どもで指針等をつくりまして、公共団体も含めて周知徹底というのを図っているところでございますので、そちらの中でしっかりと制度上位置づけられたものは、私ども行政としても、齟齬がないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

あと、古阪先生からいただきました災害対策のやり方の部分につきましても、おっしゃるとおりの部分がございますので、今回私ども建設業法でも努力義務をお願いするとともに、今の話と重なってまいりますけれども、公共側にも品確法なりで何かしらの措置がなされるんだと思っておりますので、その中で、どういう形でさらに災害時の取り組みが前進できるのかということは、しっかりと議論、検討させていただければと思っております。

それから、全建総連さんから、まず事前の事業承継に当たりまして、事前の認可ということにつきましてご賛同いただきまして、ありがとうございます。私どもとしても、先ほどご説明させていただきましたとおり、そのような形で考えているところでございますので、実態として、個人事業主の方から、事後届出でないと不都合とは聞いていないということでございますので、そちらの意見も参考にさせていただいて、今後も検討を深めさせていただきたいということでございます。

あと、許可証の部分につきましては、次の蟹澤先生のご意見も、かなり重なってくる部分がございますけれども、全般的に情報自体は引き続きお示ししていくと、ただし、その

見せ方をいろいろ工夫していく必要があると思っておりますので、どのような見せ方をするかというのは、少し法律というよりは、その下の段階で検討すべき話なのかとは思っておりますけれども、ご指摘をいただいた点を踏まえて、どのような形でお示しすれば、皆様方のご意見を踏まえた形になるのかということを引き続き検討させていただければと思っております。

それから、日建連さんからいただいた1つ目も災害時の話でございまして、先ほど発注者の関係で申し上げましたけれども、同じような形で品確法が議論される中で、引き続き私どもとしてもほかの発注機関にも取り組みをやっていただけるように、実行面のところでしっかりとやってまいりたいと思っております。

保護規定のところにつきましては、現行も我々も非常に難しいことは認知しているわけでございますけれども、やること自体は、多分この規定を設ける前と後ということでは変わらないんだとは思っておりますので、引き続きどのような形で対応ができるかというのは、公取さんなんかとも連携する部分もあろうかと思っておりますので、引き続き対応させていただければと思っております。

最後、古阪先生からいただきましたフォローアップという点につきましては、今措置を検討させていただいているところでございますけれども、これから、ご意見を踏まえまして、どのような措置を講じるかということを最終的に詰めた上で、何かしらの成果物を出させていただくことになろうかと思っておりますけれども、その結果につきましては、この小委員会の場ですとか、親会の場でご報告申し上げさせていただきまして、また、そこでご意見を賜ればと考えているところでございます。

私から概括的に以上ではございますが、ほかに国交省側から何か補足でコメントすることはございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、私どもからのお答えとしては、簡単ではございますが、以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。今せっかくお答えいただいたので、それに関する質問があれば、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、委員の意見も踏まえつつ、制度化に向けてさらなる検討を深めていただきたいと思います。

それでは、本日の議事は全てこれにて終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。ほかに何かご発言等がありましたら、お願いしたいと思っておりますが、とりあえずよろしいですか。

本日は、長い時間ご議論ありがとうございました。

それでは、これもちまして、散会とさせていただきたいと思います。ご多忙のところ
まことにありがとうございました。

— 了 —